

ニフティ労働組合

規約

ニフティ労働組合

綱 領

1. ニフティ労働組合は、インターネットプロバイダーおよびその関連事業の発展を通して、日本と世界の文化発展に寄与することをもって第一義とし、そのためにニフティ株式会社従業員ならびにニフティグループの従業員が、理想的環境において、個々人の能力を十分に發揮することが、できるようになるよう努力する。

1. ニフティ労働組合は、従業員の労働条件の改善と、福利の増進、経済的、社会的地位の向上を、図ることをもって目的とする。ニフティ労働組合は、その目的の達成が、ニフティ株式会社および日本の通信産業全体にとって真に長期的発展に貢献するものであると信ずる。

1. ニフティ労働組合は、相互信頼にたった、パートナーシップをもって運営の基本姿勢とし、民主的労使関係の確立に努力する。

第1章 総 則

第1条（名称）

この組合は、ニフティ労働組合（以下『組合』という）と呼ぶ。

第2条（所在地）

この組合の事務所は、東京都新宿区北新宿2-21-1 新宿フロントタワー ニフティ株式会社内に設置する。

第2章 目 的

第3条（目的）

この組合は、団結と相互扶助の精神によって組合員の労働条件を維持改善し、経済的地位の向上を図ることを目的とする。

第3章 事 業

第4条（事業）

この組合は、規約第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 組合員の労働諸条件の維持改善に関する事。
2. 組合員の福祉の増進および社会的地位の向上に関する事。
3. 労働協約の締結改善に関する事。
4. その他、目的達成に必要な事。

第4章 構 成

第5条（構成）

この組合は、ニフティ株式会社の従業員ならびにニフティグループの従業員および組合が承認した者によって組織する単位組合である。但し、次の各号に該当する者を除く。

1. 役員および従業員の雇い入れ、解雇、昇進または移動に関して直接の権限をもつ、監督的地位にある者。
2. 使用者の労働関係についての、計画と方針に関する機密事項に接し、そのために職務上の義務と責任が、この組合の組合員としての、誠意と責任とに直接矛盾するような監督的地位にある者。
3. その他、使用者の利益を代表する者。
4. その他、組合が除外を適当と認めた者。

第5章 組合員

第1節 資格

第6条（取得）

正規従業員の発令をうけてから、ユニオンショップ制により組合員としての資格を取得する。ただし、ユニオンショップ協定がない場合はこの限りではない。

第7条（喪失）

組合員は、次の場合にその資格を失う。

1. 退職したとき。
2. 解雇されたとき。但し、組合が解雇を正当と認めていない被解雇者、または退職について紛争中の者を除く。
3. 除名されたとき。
4. 脱退が認められたとき
5. 規約第5条に該当したとき

第8条（脱退の手続き）

第1項 この組合を脱退する場合には、所定の脱退届に必要な事項を記載の上、執行部に提出し、組合に対して債務がないことが承認されなければならない。

第2項 脱退後は、組合に対する一切の権利を失い、既納の金品は払戻しない。

第2節 権利及び義務

第9条（権利）

すべての組合員は、この規約のもとにおいて平等に次の権利を有する。

1. 何人もいかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地または身分によって組合員たる資格を否認されること。
2. 組合のすべての活動に参加し、また組合の利益を受けること。
3. 組合のすべての問題に意見を述べ、かつ決議に参加すること。
4. 組合の各機関の行動について報告を求め、また自由に批判すること。
5. 役員に選挙されること、および役員を選挙すること。
6. 正当な査問手続きを経ずには制裁をうけないこと。
7. 正当な手続きを経て役員を召還すること。
8. 会計に関して書類の閲覧を求めるこ。

第10条（義務）

すべての組合員は、この規約のもとにおいて平等に次の義務を負う。

1. 組合綱領・規約を遵守し、その健全な発展に協力すること。
2. 組合各機関の決定および統制に従うこと。
3. 所定の職に選出されたとき、正当な理由なくしてその就任を拒まないこと。
4. 組合の所定の会議および会合に参加し、決議に加わること。

5. 組合費、その他賦課金を納めること。

第6章 機 関

第1節 機関の種類

第11条（種類）

この組合に、次の機関を置く。

1. 代議員大会
2. 職場委員会
3. 執行委員会

第2節 代議員大会

第12条（代議員大会の性格と構成）

代議員大会（以下、大会と呼ぶ）は組合の最高決議機関であって、代議員及び役員をもって構成する。ただし、役員には議決権がない。

第13条（招集・開催）

1. 大会は定期大会と臨時大会とする。
2. 定期大会は、原則として年1回、7月または8月に開催するものとし、執行委員長が招集する。
3. 次の場合には20日以内に執行委員長は臨時大会を開催しなければならない。
 - (1) 執行委員会または職場委員会が必要と認めたとき。
 - (2) 全組合員（役員を含む）の3分の1以上が付議事項を明示し、要求したとき。

第14条（開催手続）

大会の日時、場所及び議題などは開催の日から7日前までに全組合員に告知しなければならない。但し、緊急の場合にはこの限りではない。

第15条（付議事項）

1. 運動方針の決定および経過報告の承認
2. 規約の改正
3. 予算の決定および決算の承認
4. ストライキの開始および終結
5. 職業的資格を有する会計監査人の委嘱
6. 組合員の表彰および制裁
7. 役員の解任、ならびに組合員の除名
8. 組合の解散
9. その他、以上の事項に準ずる重要な事項

第 16 条（代議員の任務と選出および任期）

1. 任務

代議員大会に出席し、組合員の意向を代表し、それを反映すると同時に、任期中はその機能を継続するものとする。

2. 選出

- (1) 原則として組合員 30 名に 1 名の割合で組合員中より組合員の直接無記名投票で選出する。
- (2) 各年度の代議員の定数と選挙区については、あらかじめ職場委員会で決定する。
- (3) 細部は選挙手続規程による。

3. 任期

- (1) 代議員の任期は、定期大会から一年とし、再任を妨げない。

第 17 条（成立の要件）

1. 大会は代議員総数の 5 分の 3 以上の出席によって成立する。
2. 委任または代理は認めない。

第 18 条（議決）

1. 議決は通常、挙手または無記名投票をもって行い、出席代議員の過半数の同意を得て決定する。ただし、可否同数のときは議長が決める。
2. 規約第 18 条第 1 項の規定に関わらず、規約第 15 条第 2 項の場合には、全組合員の直接無記名投票による、組合員総数の過半数の賛成を得なければ、改正することができないものとする。また規約第 15 条第 4 項の場合には、全組合員の直接無記名投票による組合員総数の過半数の賛成を得なければ、行使することができない。また、第 15 条第 8 項の場合には、全組合員の直接無記名投票による組合員総数の 4 分の 3 以上の賛成を得なければ解散することができない。

第 19 条（運営）

大会の運営に必要な議事運営規程については別に定める。

第 3 節 職場委員会

第 20 条（職場委員会の性格・構成・招集）

1. 職場委員会は、大会で決定する事項を除く最高の決議機関であり、職場委員および役員で構成し、執行委員長が招集する。
2. 役員には議決権はない。

第 21 条（開催）

職場委員会は、原則として年 4 回以上開催する。

次の場合、執行委員長は速やかに臨時に職場委員会を開催しなければならない。

1. 執行委員会が必要と認めたとき。
2. 職場委員の3分の1以上の要請があったとき。

第 22 条（成立の要件）

1. 職場委員会は職場委員の5分の3以上の出席によって成立する。
2. 委任または代理は原則として認めない。細部は議事運営規程による。

第 23 条（開催手続）

職場委員会の日時、場所及び付議される事項などは開催の日から7日前までに職場委員に告知しなければならない。但し、緊急の場合にはこの限りではない。

第 24 条（付議事項）

1. 経過報告
2. 要求案の決定、闘争方針および闘争の終結
3. 規程の改廃
4. 会計報告
5. その他必要な事項

第 25 条（議決の方法）

1. 職場委員会の議決は出席職場委員の過半数以上の同意を得て決定する。
2. 規約第22条に規定する職場委員がやむを得ない理由によって欠席する場合には、出席する職場委員に議決権を委任、あるいは職場委員会開催前までに議決権行使書を提出することによって議決権を行使できる。

第 26 条（職場委員の任務）

職場委員会に出席し、組合員の意向を反映させると同時に、任期中は組合の各種運動に参画する。

第 27 条（職場委員の選出）

原則として組合員50名に1名の割合で組合員中より組合員の直接無記名投票で選出する。定数はあらかじめ職場委員会で決定する。なお、細部は選挙手続規程による。

第 28 条（任期）

職場委員の任期は定期大会から1年までとし、再任を妨げない。

第 29 条（運営）

職場委員会に必要な議事運営規程は別に定める。

第4節 執行機関

第30条（執行委員会）

執行委員会は、大会および職場委員会において決定された事項および規約に定められた組合業務を執行し、緊急事項を処理するとともに大会、職場委員会の提出議題を審議し大会、職場委員会に付議する。執行委員会は執行委員長が隨時招集することができる。

第31条（構成）

執行委員会は、執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、執行委員をもって構成する。

第32条（成立要件）

執行委員会の定足数は執行委員の5分の3以上の出席によって成立する。

第33条（議長）

執行委員会の議長は、執行委員長が当たる。

第34条（書記局）

執行委員会のもとに書記局を置く。

第35条（書記局の構成）

書記局は書記長と書記次長と会計担当の執行委員で構成する

第5節 議事録

第36条（議事録の作成保管）

すべての機関の議事録はこれを記録し、書記局が保管を担当する。決議機関の記録は、議長、作成者の署名捺印を付さねばならない。

第7章 役員

第37条（種類）

この組合には次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| 1. 執行委員長 | 1人 |
| 2. 副執行委員長 | 若干人 |
| 3. 書記長 | 1人 |
| 4. 書記次長 | 若干人 |
| 5. 執行委員 | 若干人 |
| 6. 会計監査 | 1人 |

第38条（職務）

役員の職務は次のとおりとする。

1. 執行委員長は、この組合を統括し、これを代表する。
2. 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
3. 書記長は、執行委員長を補佐し、日常の業務を処理するとともに、文書および記録の整理ならびに保管に当たる。
4. 書記次長は、書記長を補佐し、書記長に事故ある時は、その職務を代行する。
5. 執行委員は、組合業務を分担執行する。執行委員のうち、会計担当を若干人、執行委員会にて選出する。

第39条（交渉権限）

1. 役員は組合を代表し会社と交渉する権限を持つ。
2. 大会または職場委員会で、交渉委員の増員を決定することができる。

第40条（役員の選出）

役員は直接無記名投票によって、組合員の中から適切な方法で選出するものとする。
その他、細部については選挙手続規程によって別途定めることとする。

第41条（任期）

各役員の任期は、定期大会から1年とし、再任を妨げない。また役員の任期終了後であっても後任者の決定まではその業務を執行する。

第42条（補充）

役員中に欠員を生じた場合には、原則として補充選挙を行う。但し、後任者の任期は前任者の任期の残任期間とする。

第43条（解任）

役員が、任務を怠りまたは機関の決定に反する行為をした場合には、大会出席者の3分の2以上の賛成によって解任することができる。

第8章 会計

第44条（会計）

1. この組合の会計は、一般会計および積立金とする。
2. 特別会計は、特定の事業を行うために必要がある場合、大会の議決によって設ける。

第45条（経費）

一般会計の経費は、組合費、臨時組合費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

第 46 条（組合費および積立金）

- 組合費は以下の通り毎月徴収する。

ニフティ所属組合員

クラス	金額
リーダークラス	3,200 円
上級クラス	2,700 円
一般クラス	2,200 円
スタータークラス以下	1,700 円

なお、クラスは会社の評価制度に準ずる。

ニフティライフスタイル所属組合員

クラス	金額
クラス III	3,200 円
クラス II	2,700 円
クラス I	2,200 円
クラス Z	1,700 円

なお、クラスは会社の評価制度に準ずる。

ただし、クラスの名称や制度に変更が生じた場合、次の規約改訂までの期間は従前のクラスでの金額を徴収する。

- 組合費の内、各種積立金を別途積み立てなければならない。細部は大会の決定による。なお、各種積立金の取り扱いについては、各種積立金使用規程に従う。
- 執行委員会が必要と認めた場合は職場委員会にはかり、臨時徴収することができる
- 組合費徴収規程は、別に定める。

第 47 条（資産の管理処分）

組合の資産の管理及び処分は、職場委員会の決定に基づいて行い執行委員会が責任を負う。

第 48 条（会計年度）

この組合の会計年度は、7月1日より翌年6月30日までとする。

第 49 条（会計報告）

- すべての財源および使途、主要な寄付者の氏名ならびに、現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格のある、会計監査人による正確であるとの証明書とともに、少なくとも毎年1回、組合員に公表しなければならない。
- 会計帳簿は、組合員の請求があれば、いつでも公開しなければならない。

第 50 条（活動手当）

組合活動手当の支給については別に定める。

第9章 書記

第51条（書記）

執行委員会の決定と職場委員会の承認を経て、若干人の書記を置くことができる。書記は執行部の事務作業を補佐するものとする。

第52条（書記の労働条件）

書記の労働条件については、職場委員会の承認を経るものとする。

第10章 賞罰

第53条（表彰）

第1項 組合員で、組合発展のために功労のあった者、または他の模範となると認められた者については、大会の議決によって表彰する。

第2項 表彰は、執行委員長が行なう。

第54条（制裁）

組合員が、次の各号に該当する場合には、その情状によって制裁を加えることができる但し、この場合には、大会の議決によらなければならない。

1. 組合の規約または決議に違反したとき
2. 組合の統制を乱し、または運営を妨げたとき
3. 組合の名誉を毀損したとき
4. 組合員としての義務を怠ったとき
5. その他、各号に準ずる不適当な行為のあったとき

第55条（制裁の種類）

第1項 制裁の種類は、次のとおりとする。

1. 戒告
統制違反の事実を明らかにし、将来を戒める。
2. 権利停止
組合員としての権利の、全部または一部を一定期間停止する。
3. 除名
組合員としての資格を剥奪する。

第56条（制裁の手続き）

規約第55条に規定する、戒告および権利停止の場合には、大会出席者の過半数の賛成をもって決定し、除名の場合には3分の2以上の賛成をもって決定する。但し、この場合には、事前に本人に弁明の機会を必ず与えなければならない。

第 11 章 付 則

第 57 条（効力の発生）

第 1 項 この規約は 2022 年 9 月 30 日より実施する。

1988 年 3 月 31 日 制 定
1989 年 4 月 19 日 一部改訂
1990 年 3 月 14 日 一部改訂
1990 年 7 月 26 日 一部改訂
1991 年 7 月 12 日 一部改訂
1994 年 7 月 27 日 一部改訂
1996 年 7 月 16 日 一部改訂
2003 年 7 月 23 日 一部改訂
2007 年 7 月 25 日 一部改訂
2008 年 7 月 29 日 一部改訂
2012 年 9 月 21 日 一部改訂
2013 年 9 月 24 日 一部改訂
2014 年 9 月 29 日 一部改訂
2017 年 9 月 25 日 一部改訂
2018 年 9 月 24 日 一部改訂
2020 年 9 月 25 日 一部改訂
2021 年 9 月 24 日 一部改訂
2021 年 12 月 6 日 一部改訂
2022 年 9 月 30 日 一部改訂